

令和4年度長崎県緊急雇用維持助成金 (雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金用)

新型コロナウイルスの影響に伴う従業員の休業等により雇用の維持を図る事業主の負担を軽減するため、国の「雇用調整助成金」及び「緊急雇用安定助成金」、(以下「雇用調整助成金等」という。)に対する、長崎県独自の上乘せ助成を実施します。

1. 支給対象

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、長崎労働局から以下の期間の「雇用調整助成金等」の支給決定を受けた県内中小企業事業者

- 令和4年2月1日以降に支給決定を受け、
判定基礎期間の初日が令和4年3月31日までの期間にある雇用調整助成金等

【以下の場合は対象外となります】

- ①雇用調整助成金等の助成率が10分の10の場合
- ②上記期間の支給決定であっても、令和3年度に既に緊急雇用維持助成金の支給を受けている場合

2. 助成率・限度額

「雇用調整助成金等」の助成率に応じて次の金額を助成

《助成限度額(累計額)》 1事業者当たり 100万円以内

国の助成率	県の助成率
5分の4	国支給決定金額の8分の1 (休業手当総額の10分の1程度)
10分の9	国支給決定金額の18分の1 (休業手当総額の20分の1程度)

3. 申請期限

雇用調整助成金等の支給決定日から3ヶ月以内

【最終申請期限: 令和4年8月31日まで】

※支給決定日が令和4年4月30日以前の場合は令和4年7月29日まで

《申請・問合せ先》

長崎県 産業労働部 雇用労働政策課 労政福祉班

住所 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

電話 095-895-2714 FAX 095-895-2582



4. 申請手続

「支給申請書(様式第1号)」及び「算定書(様式第1号別表1)」と添付資料を下記へ郵送してください。

(添付書類)

- 1 国から郵送される「雇用調整助成金等の支給決定通知書」の写し
- 2 振込みを希望する口座の預金通帳の写し⇒1回目の申請のみ
※通帳の表と見開きの両方が必要です。
- 3 対象となる助成金に応じた次の書類の写し

雇用調整助成金	次のいずれかの書類(助成率が分かるもの) ①雇用調整助成金支給申請書 ②雇用調整助成金助成額算定書
緊急雇用安定助成金	次のいずれかの書類(助成率が分かるもの) ①緊急雇用安定助成金支給申請書 ②緊急雇用安定助成金助成額算定書

※上記書類の写しで、雇用調整助成金等の申請を、
小規模事業主用の申請書類で行っている場合は①
それ以外の申請書類で行っている場合は②
⇒雇用調整助成金等の支給決定通知書に同封されているものをそのまま使用
することができます

《提出期限》

国の雇用調整助成金等の支給決定日から3ヶ月以内【必着】

【最終申請期限:令和4年8月31日まで】

※ただし、令和4年4月30日以前に支給決定のあったものは令和4年7月29日

《問合せ・提出先》

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県 産業労働部 雇用労働政策課 労政福祉班



◎申請書類の入手方法

県ホームページからダウンロード

長崎県緊急雇用維持助成金

検索

(参考)国の助成金

【雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金】

雇用調整助成金(緊急雇用安定助成金)とは、経済上の理由(新型コロナウイルス感染症の影響含む)により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもの。

- 雇用調整助成金 = 雇用保険に加入している労働者の休業が対象
- 緊急雇用安定助成金 = 雇用保険に加入していない労働者の休業が対象

《問合せ先》 長崎労働局 職業対策課 TEL 095-801-0042